

えひめ版創業者持続化緊急給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けた創業者に対して県独自の給付金を交付することにより、固定客がいらないなど経営基盤が弱い創業間もない事業者の事業継続の下支えを行うものです。

【対象者】

令和2年1月1日から4月13日までの間に愛媛県内で創業した法人または個人事業者

※創業：法人登記または個人事業の開業届が要件

【対象要件】

次に掲げる全ての要件に該当すること。

- 金融機関から融資を受け、または、支援機関による経営支援等を受け事業を進めている事業者
- 令和2年1月から6月までの任意のひと月の事業収入実績が、金融機関融資審査時の事業計画等で想定していた1月から6月のうちの任意のひと月の事業収入と比較して、50%以上減少している事業者
- 創業後、少なくとも1カ月の間、事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
- 法人の場合は、次の①、②のうちいずれか一つの要件を満たしていること。ただし組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人または①、②のいずれかを満たす法人であること。
 - ① 資本金の額または出資の総額が10億円未満であること
 - ② 資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下の事業者
- 令和元年12月31日以前に個人事業者として開業し、令和2年1月1日以降に個人事業者から法人化した者でないこと。
- 事業承継を受けた者でないこと。

【支給額】

定額：法人は50万円、個人事業者は25万円

【申請方法】

郵送のみ（メール、持参は不可）

受付期間：令和2年5月22日（金）～令和2年7月31日（金）

※当日消印有効

【申請書提出先】

〒791-1101 松山市久米窪田町337番地1

公益財団法人えひめ産業振興財団

封筒に「えひめ版創業者持続化緊急給付金申請書 在中」と記載してください。